O_{30} ＝ 0.00025	O_{30} ＝ 0.00025
$O_{令元}$＝ 0.00030 $O_{令2}$＝ 0.00100	$O_{元}$＝ 0.00030
P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係るに係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 18 年度から令和 2 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 18 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 18 年度から令和 2 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 18 年度から令和 2 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 17 年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 17 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 17 年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 17 年度から令和元年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
Q_{18} ＝ 0.046	Q_{17} ＝ 0.047 Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046 Q_{20} ＝ 0.046 Q_{21} ＝ 0.045 Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026 Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0241 Q_{30} ＝ 0.00175	Q_{19} ＝ 0.046 Q_{20} ＝ 0.046 Q_{21} ＝ 0.045 Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026 Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0025 Q_{30} ＝ 0.00175
$Q_{令元}$＝ 0.00125	$Q_{元}$＝ 0.00125